

福岡県福祉サービス第三者評価結果取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、福岡県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）「3 事業（3）」の規定に基づき、評価結果の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（公表の内容）

第2条 福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下「福岡県推進機構」という。）及び評価機関は、福祉サービス第三者評価の結果等について、福岡県福祉サービス第三者評価の結果（様式1）により、これを公表する。

2 公表にあたっては、個人情報保護に最大限の配慮を行うものとし、利用者又は職員個人（法人の代表者及び施設長の氏名は除く。）が識別され得る情報は記載しない。

（公表の同意）

第3条 評価機関は、評価結果の公表に関する同意書（様式2）により事業者の同意を得るに当たって、評価結果等について丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得る。

2 前項の規定にかかわらず、事業者から公表についての同意が得られなかった場合は、同意が得られない範囲において公表しないこととし、同意が得られない旨を公表する。

なお、すべてについて公表に同意が得られなかった場合は、福岡県福祉サービス第三者評価の結果（様式3）により事業者に関する基本情報及び公表の同意が得られなかった旨を公表する。

（福岡県推進機構への報告）

第4条 評価機関は、評価結果を福岡県福祉サービス第三者評価結果報告書（様式4）により福岡県推進機構に報告する。

2 評価結果について、事業者の同意が得られない評価項目等がある場合は、併せてその項目等を報告する。

3 第1項による報告は、評価結果の確定後速やかに行う。

4 福岡県推進機構は、公表内容等について、個人情報などプライバシー等の問題がないか確認した上で受領する。

（福岡県推進機構における公表）

第5条 福岡県推進機構は、第4条の規定に基づく報告を受けたときは、第2条の規定により公表を行う。

2 公表は、インターネットの福岡県推進機構のホームページ上で行う。

(評価機関における公表)

第6条 評価機関は、福岡県推進機構への報告の後、公表内容について当該評価機関のホームページ上で公表を行う。

2 評価機関は、福岡県推進機構に対して評価結果を報告することにより、第1項の公表に替えることができるものとする

(公表期間)

第7条 福岡県推進機構及び評価機関は、評価結果の公表を速やかに行うものとし、公表期間は、評価実施時の翌年度から起算して3年間とする。

(受審済証の交付)

第8条 福岡県推進機構は、福祉サービス第三者評価を受審し、その評価結果が福岡県推進機構のホームページで公表された事業所に対し受審済証(様式5)を交付するものとする。

2 受審済証の有効期間は、評価実施時の翌年度から起算して3年間とする。

附 則

この要領は、平成20年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。